

一般社団法人 島根県作業療法士会

総会議事運営規程

平成 24 年 4 月 22 日

(趣旨)

第1条 この規程は、総会の運営を円滑に行うために、議事運営に関する基準を定めるものである。

(議案の提出権)

第2条 理事会ならびに正社員は、議案の提出権を持つ。正社員が提出する場合は、遅くとも社員総会の一週間前までに、文書をもって議案を会長に提出しなければならない。

(議事運営委員)

第3条 議事運営委員は、出席者の資格確認、定足数の確認、時間配分、表決等に関して議長を助けるものとする。なお、議事運営委員は事務局長が就任する。ただし、選挙に関しては、選挙管理委員がこの任にあたる。

(委任状)

第4条 定款第21条により、委任状を提出した者は出席したものとみなす。

2. 委任状の種類は次のとおりとする。

- (1) 白紙委任：あらかじめ通知された議案につき、多数意見に同意するもの。
- (2) 書面による賛否の表示：議案書の議案につき、賛成、反対のいずれかを表示するもの。
- (3) 個人委任：あらかじめ通知された議案につき、他の正社員を代理人として指名し、この代理人が表決に参加するもの。

3. 委任状は会長に提出する。標準書式は別記第1号様式または第2号様式とする。

4. 個人委任を受けたものが議長になったとき、または途中退場した場合は、その個人委任状を白紙委任として扱う。

5. 個人委任を受けた者は、総会入場時に、議事運営委員に委任状を提出し、これと引換えに、個人委任表を受け取る。表決時には、この個人委任状を掲げる。

(総会次第)

第5条 総会次第は、開会（出席者の報告を含む）、議長の選出、書記の任命、議事録署名人の任命、議案の審議、議長の解任、閉会とする。

(出席者数の維持)

第6条 開会時の入退場は原則として認めない。

(司会)

第7条 会長は、開会、議長の選出、閉会をつかさどる。ただし、必要と認めたときは、他の役員に司会を委嘱することができる。

(議長)

第8条 出席した社員の中から、議長を1名選出する。

2. 議長は、議案および動議について、討議と表決をつかさどる。
3. 議長は、表決権（賛否の意思表示をする権利をいう。）を持たず、裁決権（賛否同数の場合、議長として決をくだすことをいう。）を持つ。

(副議長)

第9条 出席した社員の中から、副議長を1名選出する。

2. 副議長は、議長を補佐し、必要な場合は議長の役割を代行する。
3. 副議長は表決権をもつ。

(発言)

第10条 発言しようとする者は、挙手により、議長に発言の許可を求めなければならない。

2. 発言者は、発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。
3. 発言の種類は次のとおりとする。
  - (1) 動議：あらかじめ議案書に提示されている場合を除き、討議したいと思う事柄について、それを議題に取り上げるように要求して発言すること
  - (2) 質問
  - (3) 意見

(動議)

第11条 動議の種類は次のとおりとする。

- (1) 原動議 会長又は正社員があらかじめ提示しておく議案をいう。
- (2) 補助動議 原動議の修正、委員会付託、期限付き延期、無期限延期、討議の時間の修正、修正案などの提示するものいう。
- (3) 緊急動議 議事の審議や表決の方法、人事、審議反対、決議再考等に関するものをいう。
- (4) 優先動議 議事日程の変更、議事妨害者の排除、休憩散会の提案等に関するものをいう。
2. 動議の優先順位は、優先動議、緊急動議、補助動議、原動議の順とする。
3. 動議が提出されたら、議長は、全員に対し、動議の支持者（それを議題として取り上げることについて賛同者をいう。）がいるかどうかをたずねなければならない。1名以上の支持者があれば、これを討議の対象とする。このとき議長は、その動議を復唱し、これによってその動議は正式議案となる。

(討議)

第12条 議長は、各議案について質問、意見の順に発言を求める。意見については、まず反対意見を、ついで賛成意見の発言を求め、反対と賛成とが交互に発言されるよう留意しなければならない。

2. 発言者の発言内容は議題に合致していなければならない。

(表決)

第13条 議長は、決結すべき議案について、賛成者の挙手を求め、過半数と認められれば当該議案を可決する。

2. 賛成者が過半数と認めがたい場合は、最初に反対者を、次いで賛成者の挙手を求めてその人数を数え、第4条第2項にしたがって委任状の数を加えた結果、過半数に達した方を当該議案の表決結果とする。ただし、あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。
3. 前項において賛否同数のときは議長が裁決する。
4. 表決は単純な可否の表明でなければならず、条件を付すことができない。

5. 規則の変更、会の解散など過半数よりも高比率の賛成を要することが定められている議案については、第8条第3項の規定にかかわらず、議長も表決権を持つ。

6. 役員選挙については、定款施行規則に定めるところによる。

(選挙における特例)

第14条 総会で役員選挙をおこなう場合は、その進行は選挙管理委員長及び委員がつかさどる。

(傍聴)

第15条 傍聴は認めない。ただし、賛助会員等の傍聴及び広報宣伝機関からの取材要求については、その可否をその都度会長が判断する。

(規定の変更)

第16条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成24年4月22日から施行する。

# 委任状

一般社団法人 島根県作業療法士会

会長 殿

私は、 年度 一般社団法人 島根県作業療法士会総会に  
欠席いたしますので、当日の議決については

(該当するものに一ヶ所○をつけて下さい)

A: 総会の多数意見に従います(白紙委任)

B: 総会議案書に賛成します

C: 総会議案書に反対します

D: 正会員 氏に個人委任します

年 月 日

所属施設名 \_\_\_\_\_

会員名 \_\_\_\_\_ (印)

## 委任状

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

一般社団法人 島根県作業療法士会

会長 殿

私は平成 年度一般社団法人 島根県作業療法士会総会に欠席しますので、当日の決議については

- A : 多数意見に従います（白紙委任）
- B : 総会議案書に賛成します
- C : 総会議案書に反対します
- D : 個人委任します（被委任者が議長になった時またはやむを得ず途中退席した場合は、総会の多数意見に従うものとして扱われます。）

いずれかに○を付けてください。

A B C D 氏名：\_\_\_\_\_印

（Dの場合 被委任者の氏名：\_\_\_\_\_）

所属施設名 \_\_\_\_\_